

## 法人形態の比較一覧表

法人名	株式会社	合同会社	NPO法人 (認定含む)	一般社団法人	認可地縁団体
組織面	根拠法 法人形態	会社法 當利	会社法 當利	特定非営利活動促進法 非営利	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 非営利
	目的事業	定款に掲げる事業による當利の追求	定款に掲げる事業による當利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない (公益事業、収益事業、共益事業等可)
	設立方法	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	定款作成後、登記して設立(準則主義)	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)
	設立要件 (主なもの)	・資本の提供	・資本の提供	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・當利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員10人以上(常時)であること	・不動産等の財産を保有しているか、保有する予定があること ・区域の地域的な共同活動を行うことを目的としていること ・区域が客観的に定められていること ・住所を有するすべての個人は構成員となることができるうこと ・規約を定めていること
	議決権	出資比率による	1人1票	原則1社員1票	1人1票
	余剰金の扱い	分配できる	分配できる(出資比率によらず定款で決定)	分配できない	分配できない
	課税対象	全所得	全所得	収益事業に係る所得	全所得
	法人税率	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)
税制面 (法人税)	みなし寄附	なし	なし	認定NPO法人について、収益事業に属する資産を特定非営利活動事業に支出した場合、収益事業から得た所得金額の50%又は年200万円を限度に損金算入可能	なし
	寄附者の所得に係る所得税等の優遇措置 (寄附金控除)	なし	なし	・認定NPO法人への寄附者に係る所得税において、(寄附金額-2千円)について、所得控除又は40%の税額控除 ・条例で指定すれば、住民税でも最大10%の税額控除	なし
会計面	作成義務 (主なもの)	・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・付属明細書	・損益計算書 ・貸借対照表 ・社員等変動計算書 ・個別注記表	・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録	・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・付属明細書
備考	・活動内容に制約がなく、出資等の資金調達に適しており、機動的な組織運営や意思決定が可能。 ・當利団体であり、地域的な共同活動のイメージに合わないことや出資比率に応じた議決権であるため、地域住民の同意・賛同を得にくい。 ・収益が上がった場合、出資者への分配を通じて地域外に資金が流出する可能性。	・基本設計は株式会社と共に。 ・簡易な設立・有限責任等スマールビジネスに適した形態。 ・議決権や余剰金の分配方法が出資比率によらず、内部で決められることから、地域住民の活動に適した方式の選択が可能。	・対象となる活動が特定非営利活動(20分野)に限定されているが、「まちづくりの推進」や「農山漁村又は中山間地域の振興」が含まれており、幅広い活動が可能。 ・補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等の面で適している。 ・出資による活動資金の調達や配当による利益分配は不可	・目的や事業に制限がなく、幅広い活動が可能。 ・補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等の面では非営利組織が適している。	・自治会等の地縁による団体に基づき、地域的な共同活動を目的とすることから、地域住民による組織として適合的。 ・財産保有又はその予定がない団体は認可の対象外。 ・財産目録以外の財務情報等を提供する仕組がないため、事業実施に不向きな面。 ・人口移動が激しい地区では構成員名簿の整理に労力が必要。